

令和2年3月27日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

令和2年度の教育活動について（お知らせ）

平素より本市の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年度の教育活動につきましては、今後、劇的な状況の悪化がない限り、文部科学省の方針に則り、下記のとおり進める予定をしています。ご確認をよろしくお願いいたします。

記

1 現状認識（3月27日現在）

国内の感染状況としては、一定程度持ちこたえているものの、愛知県を含め、一部地域では感染拡大が継続しており、爆発的な感染拡大の可能性もある状況です。

そのような状況下ではありますが、春日井市においては、感染者の確認があったものの急激な感染拡大の兆候はなく、子どもたちのストレスも限界に達しているとは判断することから、できる限りの感染症対策を講じながら、新年度より学校を再開したいと考えています。

2 令和2年度の活動について

(1) 基本的な感染症対策の実施

- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症予防習慣を徹底します。
- 風邪の症状がある場合などの体調不良者については、どのような症状であっても「出席停止」とし、症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- 児童生徒や教職員で感染や感染者との濃厚接触が明らかになった場合は、14日間の「出席停止」「出勤停止」とします。
- 児童生徒や教職員の感染が明らかになった場合は、速やかに授業を中止し、学校を消毒した後の再開に努めます。ただし、複数の感染者が発生するなどした場合は、医療機関とも協議し、感染者の最後の登校日、出勤日を起点に最大14日間の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等、状況に応じた措置をとります。
- 児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりして登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。

(2) 入学式・始業式について

- 3月24日にお知らせしたとおり、感染拡大防止の措置を講じた上で、4月6日（月）に小学校入学式、4月7日（火）に中学校入学式ならびに小中学校の始業式を実施します。

(3) 授業について

- 4月8日（水）より授業を再開します。
- 授業再開にあたっては次のようなことに配慮します。
 - ・ 児童生徒同士の間隔をできるだけとれるように座席配置を配慮します。
 - ・ 教室等のこまめな換気をします。
 - ・ 児童生徒同士が近距離で話し合う活動はできるだけ行わず、やむを得ない場合は、マスクを着用したり、ハンカチで口を覆ったりするなどの指導を徹底します。
- 前年度の未指導分については、新学年のはじめや各教科の単元のはじめなどに計画的に学びます。補充時間を確保するために、日課や年間行事計画を見直します。

(4) 学校給食について

- 小中学校は9日（木）（小学1年生のみ16日（木）から）からの開始を予定しています。
- 給食前の手洗い、机・配膳台等の消毒を徹底します。
- グループでの会食などを控え、対面で食事をとらないようにします。

(5) 学校行事について

- 延期および短縮しての実施、中止を、それぞれの学校で計画しています。
- 集団が、狭い空間に集まるような行事は自粛します。

(6) 部活動について

- 集団感染の3条件（①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集 ③近距離での会話や発声）が重ならないように配慮し、新学期開始後、制限つきで段階的に再開していきます。

(7) 「放課後なかよし教室」について（小学校のみ）

- 通常の時間帯で開設します。新年度分の登録申込については次のとおりです。
 - ・ 新2年生から6年生までの臨時申込期間は、4月6日（月）から8日（水）までの3日間で、いずれも午後2時から午後4時まで受け付けます。
 - ・ 申込場所は、各校のなかよし教室です。お越しの際は、できる限り徒歩または自転車にてお願いします。
 - ・ 申込用紙（利用申込書、参加カード）は春日井市のホームページからダウンロードできます。必要事項をご記入の上、ご持参ください。また、申込みの際には、利用料（2000円）をお釣りがないように現金でお支払いください。

(8) その他

- 学校より体調を確認するプリント等を配付します。登校前の健康観察にご協力ください。異常がある場合は、必ず欠席をさせてください。
- 抵抗力を高めるため、十分な睡眠やバランスのとれた食事に心がけてください。
- 学校でも感染者や濃厚接触者がいじめの被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しくください。